

第十一号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

第 1 1 号議案

| | | | | | |
|-----------------------|--------------------|---|--|---|--|
| (一) 以外の (1) 一戸建て住宅 | (3) (1)及び(2)以外の建築物 | 建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの | (ハ) 非住宅の部分(住戸の廊下等)の部分以外の部分をいう。(以下同じ。) (ロ) 共用廊下等の部分(住宅の用に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。(以下同じ。)) | 建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの | 四万五千元 |
| | | | | 建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの | 八万二千元 |
| | | 建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの | | 建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの | 十三万千元 |
| | | 建築物の総戸数が三百一戸以上のもの | | 建築物の総戸数が三百平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの | 十八万五千元 十七万円 九千三百円 二万六千元 八万円 十二万六千元 十六万円 二十万円 |
| | | 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの | | 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの | 三万五千元 二十万円 十六万円 十二万六千元 八万円 二万六千元 九千三百円 二万六千元 八万円 十二万六千元 十六万円 二十万円 |

| (3) (1)及び(2)以 | 建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの | 建築物の申請の場合 | |
|------------------|------------------------|--|--|
| | | (イ) 住戸の部分 | (ロ) 一の建築物の申請の場合 |
| | | 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの | 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの |
| | | 建築物の総戸数が一戸のもの | 建築物の総戸数が一戸のもの |
| | | 建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの | 建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの |
| | | 建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの | 建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの |
| | | 建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの | 建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの |
| | | 建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの | 建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの |
| | | 建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの | 建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの |
| | | 建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの | 建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの |
| | | 建築物の総戸数が三百一戸以上のもの | 建築物の総戸数が三百一戸以上のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの | 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの |
| | | 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの | 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの |
| | | 六千五百円 | 六千五百円 |
| | | 十四万円 | 十四万円 |
| | | 十一万二千元 | 十一万二千元 |
| | | 八万八千元 | 八万八千元 |
| | | 五万六千元 | 五万六千元 |
| | | 一万八千元 | 一万八千元 |
| | | 六千五百円 | 六千五百円 |
| | | 十三万四千元 | 十三万四千元 |
| | | 十二万二千元 | 十二万二千元 |
| | | 九万三千元 | 九万三千元 |
| | | 五万八千元 | 五万八千元 |
| | | 三万二千元 | 三万二千元 |
| | | 一万九千元 | 一万九千元 |
| | | 一万円 | 一万円 |
| | | 六千六百円 | 六千六百円 |
| | | 三千三百円 | 三千三百円 |
| | | 十三万四千元 | 十三万四千元 |
| | | 十二万二千元 | 十二万二千元 |

第 1 1 号議案

| | | (一) 以外の 場合 | |
|--|-------|---|---|
| | | (1) 一戸建て住宅 | (2) 共同住宅等 |
| | | イ 住戸ことの申請の場合 | ロ 一の建築物の申請の場合 |
| | | 申請戸数が一戸のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの | (1) 住戸の部分 建築物の総戸数が一戸のもの 建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの 建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの 建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 建築物の総戸数が三百一戸以上のもの |
| | 外の建築物 | 建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの | 一万八千円 五万六千円 八万八千円 十一万二千元 十四万円 一万八千円 三万七千円 五万二千元 七万四千元 十万八千円 十五万九千元 二十二万千元 二十九万千元 三十四万二千元 |

| | (3) ①及び②以 外の建築物 | | |
|-------------------------------------|--|--|---------|
| | (Ⅰ) 共用廊下 等の部分 | (Ⅱ) 非住宅の 部分 | |
| 建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの | 五万七千円 |
| 建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの | 九万六千円 |
| 建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの | 十五万六千円 |
| 建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの | 二十万五千円 |
| 建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの | 当該部分の床面積の合計が一万五千平方メートルを超えるもの | 二十四万七千円 |
| 建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの | 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの | 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの | 二十九万円 |
| | | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの | 十二万三千円 |
| | | 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの | 十九万八千円 |
| | | 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの | 二十九万円 |
| | | 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの | 三十六万千円 |
| | | 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの | 四十二万七千円 |
| | | 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの | 四十九万千円 |

備考

- 一 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料については、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の申請の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。
- 二 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料については、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の申請の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(説明)

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を定める必要があるため、本案を提出いたします。